

鴨川メガソーラーに係る 森林法（林地開発許可制度）の状況について

令和7年11月18日
農林水産部森林課

林地開発許可制度の概要

- 昭和40年代後半の高度経済成長や都市化の進展等の社会情勢の変化に伴い、森林の有する公益的機能を保全し、森林の土地の適切な利用を確保するため、保安林以外の民有林における開発行為について、昭和49年より許可制が導入。
- 具体的には、一定規模を超える土地の形質変更について、「災害の防止」等の4つの要件を満たす場合に、都道府県知事が森林審議会や市町村長の意見を聴いた上で許可することとし、無許可開発や違反行為に対しては監督処分により中止命令や復旧命令を実施。

林地開発許可の対象となる森林

地域森林計画対象民有林（森林法第5条）

林地開発許可の対象となる開発行為

1ha(太陽光発電施設の設置については0.5ha)を超える土石の採掘や林地以外への転用などの土地の形質の変更を行う開発行為

監督処分

- 無許可開発や、申請と異なる内容での開発に対して、中止命令や復旧命令の監督処分を実施。
- 監督処分に従わない場合は、告発等を実施。（代執行規定なし）

罰 則

3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

林地開発許可の要件

都道府県知事は、申請が以下の4つの要件を満たしていると認めるときは**許可しなければならない**。

災害の防止

開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

⇒切土・盛土、擁壁、法面保護、排水施設、調節池等の適切な設置

水害の防止

開発行為により、下流地域において水害を発生させるおそれがないこと。

⇒調節池の適切な設置等

水の確保

開発行為により、周辺地域の水量などに影響を与え、水の確保（飲用水、灌漑用水）に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

⇒水の確保に支障がある場合に貯水池又は導水路等の設置

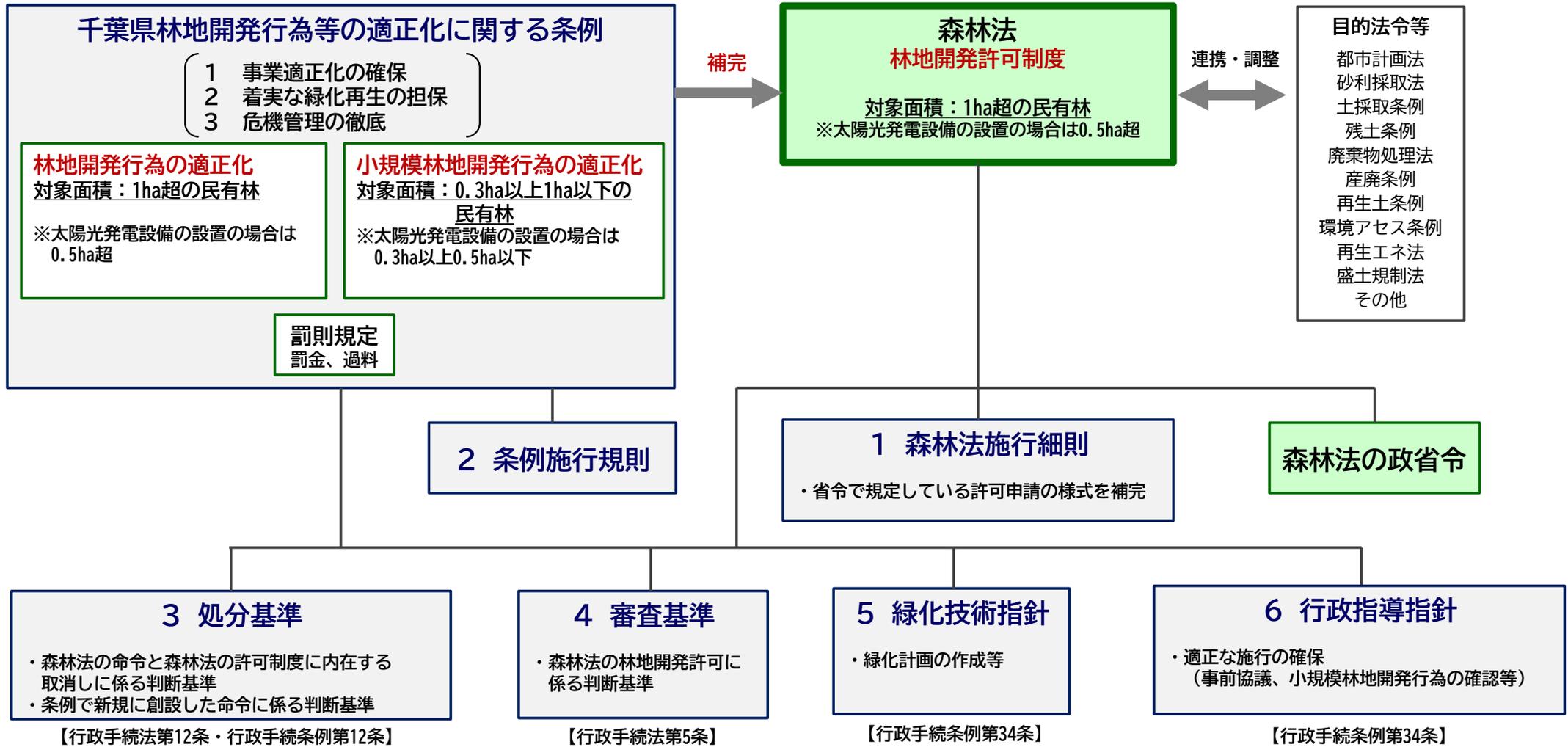
環境の保全

開発行為により、周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

⇒残置森林・造成森林・造成緑地の適切な配置

※平成10年の地方分権による事務の整理に伴い、平成12年から機関委任事務から自治事務に移行

林地開発許可制度の体系



※「千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例」及び1から6までの規程は県が制定

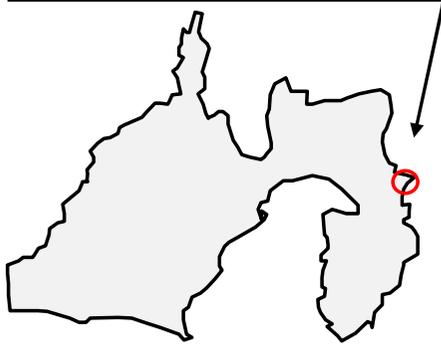
第1回 鴨川市内における大規模太陽光発電施設計画に関する有識者会議

盛土規制法の状況について

令和7年11月18日
県土整備部都市整備局
宅地安全課

■静岡県熱海市における土石流被害（R3. 7. 3）の状況

静岡県 熱海市伊豆山 逢初川



○ 令和3年7月3日、熱海市伊豆山地区において発生した土石流は、逢初川の源頭部（海岸から約2 km上流、標高約390m地点）から逢初川に沿って流下した。
（崩落土砂量：約55,500m³）

○ この土石流により被災した範囲は、延長約1 km、最大幅約120mにわたり、多くの人的・物的被害が発生した。

○ 人的被害は、死者（災害関連死1名を含む）28名、負傷者重症1名、軽傷3名、計32名。

○ 住宅被害は全壊53棟、半壊11棟、一部破損34棟、計98棟。

（静岡県HP 熱海市伊豆山地区土砂災害の被害と対応について（抜粋））

■宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の概要

- スキマのない規制：盛土等に伴う災害から国民の生命・身体を守るため、土地の用途（宅地、農地、森林等）にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定。規制区域内で行う一定規模以上の盛土等に関する工事については、都道府県等の許可の対象。
- 盛土等の安全性の確保：盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定。許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施。
- 責任の所在の明確化：盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化。災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令。
- 実効性のある罰則の措置：罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化。（最大で拘禁刑3年以下、罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下）

千葉県の取組

規制区域

- 全域(政令指定都市・中核市を除く)
「宅地造成等工事規制区域」
- 区域制定・規制開始日 令和7年5月26日

届出規定

- 規制開始時点で行われている一定規模以上の盛土等（規制対象と同等）に関する工事については、規制区域の指定があった日から21日以内に届出が必要。
- 届出期限：令和7年6月16日

罰則規定

- 命令に従わない等の場合、告発や厳しい罰則の対象
(最大で拘禁刑3年以下、罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下)
- 緊急性や公益性を踏まえ、命令に従わない等やむを得ない場合には行政代執行が可能



規制対象

- 宅地、農地、森林等の土地が規制対象(法令で規定する公共施設用地以外が該当)
- 一定規模の盛土、切土のほか、最終的に除却する土石の堆積も規制対象

(土地の形質の変更(盛土・切土))

| | | | | |
|---------------------|---------------------|-----------------------------------|-------------------------|---|
| ①盛土で高さが1m以上の地を生ずるもの | ②切土で高さが2m以上の地を生ずるもの | ③盛土と切土を同時に、高さが2m以上の地を生ずるもの(①②を除く) | ④盛土で高さが2m以上となるもの(①③を除く) | ⑤盛土又は切土をする土地の変換が500㎡以上、かつ、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が一部でも30cm以上となるもの(①-④を除く) |
| | | | | |

(一時的な土石の堆積)

| | |
|----------------------------------|--|
| ①掘大筒に堆積する高さが2m以上かつ面積が300㎡以上となるもの | ②掘大筒に堆積する面積が500㎡以上、かつ、地盤面と土石の表面との標高差が一部でも30cm以上となるもの |
| | |

第1回 鴨川市内における大規模太陽光発電施設計画に関する有識者会議

太陽光発電事業の事業規律について (再エネ特措法による対応)

令和7年11月18日

商工労働部カーボンニュートラル推進課

■FIT/FIP制度の概要

- FIT制度(固定価格買取制度)は、太陽光などの再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。電力会社が買い取る費用の一部を、電気利用者から賦課金として集め、今はまだコストの高い再エネの導入を支えていくもの。
- FIP制度(フィードインプレミアム)は、電力会社が卸電力取引市場で自由に電気を販売(売電)し、売電価格に補助金(プレミアム)を上乗せする制度。電力会社は、電力需要の増加に伴い電力価格が高い時に発電量を増やすなど、市場の動向を意識して発電するため、再エネの「自立化」や電力システム全体の安定化に繋がるもの。

■再生可能エネルギー発電事業に係る国の考え方

(再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会資料(抜粋))

- 今後の再エネの導入拡大に当たっては、地域との共生が図られることが大前提であり、極めて重要である。第7次エネルギー基本計画においても、「再生可能エネルギーが長期にわたり安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられるよう、地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に取り組むことが重要」とされている。

■再生可能エネルギーの事業規律について(FIT/FIP制度)

- FIT/FIP制度においては、地域と共生した再エネ導入を図るために、当該制度の認定要件として、関係法令の遵守等を求めている。

《参考》再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（抜粋）

第9条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給し、又は特定契約により電気事業者に対し供給する事業を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

4 経済産業大臣は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

二 再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

《参考》再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（抜粋）

第5条の2 法第9条第4項第2号に規定する再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次に掲げるものとする。

三 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること。

■再生可能エネルギーの事業規律について(FIT/FIP制度)

- 資源エネルギー庁では、不適切案件に対する現地調査により、関係法令違反や認定要件違反が疑われる事案の早期発見に努めるとともに、違反事案に対しては、改善命令や認定取消しに加え、交付金の一時停止措置を新設する等、再エネ発電事業に対する規律の強化を図っている。

《参考》再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（抜粋）

（改善命令）

第13条 経済産業大臣は、認定事業者が第10条の3の規定（注：認定事業者の義務）に違反していると認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（認定の取消し）

第15条 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

二 認定計画が第9条第4項第1号から第4号までのいずれかに適合しなくなったとき。

↳認定に当たっては「関係法令（条例を含む。）の規定を遵守する」ことが必要（前頁参照）

◆交付金の一時停止措置

認定事業者が、関係法令（条例を含む。）や認定計画・認定基準に違反している場合は、FIT/FIP交付金を一時停止する制度が令和6年4月に創設された。

■事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)

- 再エネ発電事業者の適切な事業実施の確保を図るため、再エネ特措法に基づき遵守が求められる事項、及び法目的に沿った適切な事業実施のために推奨される事項（努力義務）について、それぞれの考え方を示している。

<計画>

【遵守事項】 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」で定める説明会・事前周知措置を実施する。

【推奨事項】 事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施する。

<設計・施工>

【遵守事項】 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務等の関係法令及び条例を遵守して、適切な設計・施工を行う。

【推奨事項】 発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずる。

<運用>

【遵守事項】 自ら策定した保守点検及び維持管理設計改革に基づき保守点検・維持管理を行い、その結果・状況について定期報告を行う。

【推奨事項】 民間団体が作成したガイドラインを参考に、保守点検・維持管理を実施する。



鴨川メガソーラーに係る 自然環境保全協定について

令和7年11月18日 環境生活部自然保護課



1 自然環境保全協定の制度について

(1) 概要

自然環境の保全の必要がある場合に、自然の保存及び植生の回復等自然環境の保全を図り、もって良好な生活環境を維持することを目的として、**自然環境の保全に関する協定を締結することができる。** ※協定締結状況（R7.10月末現在 198件）

事業者・県・市町村※の三者による任意協定。 ※市町村は立会人

(2) 根拠

千葉県自然環境保全条例 第25条
自然環境保全協定実施要綱

(3) 対象行為

土地の形質の変更（1ha以上）等

(4) 対象地域

都市計画法の市街化調整区域及び無指定地域のうち下記のいずれかの地域

- ・ **山林及び湿原の合計面積の占める割合が2割以上の地域**
- ・ 土地の区域に海面、河川、湖沼等が含まれる地域

(5) 保全の内容

- ・ **貴重な動植物の保全** ・ **植生の保護・回復** ・ 郷土記念物の保全
- ・ 表土の利用及び残土の処理 ・ 不要樹木の処理方法 など

2 鴨川メガソーラーの自然環境保全協定について

(1) 協定締結者

AS鴨川ソーラーパワー合同会社、千葉県、（立会人）鴨川市

(2) 締結日

令和元年7月5日（変更締結：令和7年2月25日）

(3) 事業地

鴨川市池田地区

(4) 事業面積

約250ヘクタール

(5) 事業期間

令和10年12月31日まで

(6) これまでの主な経緯

| | |
|------------|--|
| 平成29年1～12月 | 事業者が自然環境調査を実施 |
| 令和元年7月5日 | <u>自然環境保全協定締結</u> (以降、10回の事業期間の延長に係る変更届) |
| 令和6年2～8月 | 事業者が補足の自然環境調査を実施 |
| 令和7年2月25日 | <u>変更協定を締結</u> |
| 令和7年10月29日 | <u>残置森林の伐採行為が確認されたことから、</u> <u>事業者に「報告を求める通知」を発出</u> （報告期限11月14日） |
| 令和7年11月14日 | 事業者から一部報告の提出 |

千葉県自然環境保全条例

(自然環境保全協定)

第二十五条 知事は、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる行為をしようとする者との間において、自然環境の保全に関する協定を締結することができる。

- 一 第九条第四項第一号から第五号までに掲げる行為
- 二 木竹を伐採し、又は損傷すること。
- 三 家畜を放牧すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める行為

第九条第四項

- 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

千葉県自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定実施要綱

(履行状況の調査)

第6条 協定締結事業者は、保全計画が完了するまでの間、各年度の履行状況について、翌年度4月30日までに報告するものとする。

2 協定締結事業者は、保全計画の履行完了後1年以内の適切な時期において、その保全状況について調査を行い、調査終了後速やかに報告するものとする。

3 前2項のほか、知事は、協定締結事業者に対して随時、協定内容の履行状況について報告を求め、必要に応じて実地調査を行うものとする。

工事予定地における文化財の状況（教育庁教育振興部文化財課）

- 埋蔵文化財（土に埋まった文化財）について
 - ・・・文化財保護法に基づく保護の対象
 - ・埋蔵文化財（第93条）については、現時点では確認されていない（県の埋蔵文化財分布地図に掲載なし）
 - ・工事中に埋蔵文化財が発見された場合は、事業者は県教育委員会へ届出の義務（第96条）
 - ・届出があった場合、県教育委員会は事業者に対し、埋蔵文化財の保護の措置を指示

- 地上文化財（郷土記念物・石造物等）について
 - ・・・文化財保護法に基づく保護の対象ではない
 - ・事業者が現況保存又は残置森林内への移設を図る（県、市、事業者による「自然環境保全協定」に基づくもの）